

令和元年度の介護保険料額決定について

65歳以上の皆さまに、令和元年度の保険料額・お支払い方法の決定の通知を7月中旬にお届けします。支払い方法は下記のいずれかとなります。

○保険料の支払い方法（通知の内容）

- ・特別徴収（年金から天引きによる納付）
- ・普通徴収（同封の納付書または口座振替による納付）
※口座振替をおすすめします。（金融機関窓口に通帳と届出印を持参することで登録可能です）

また、**所得段階が第1～3段階の方の保険料の軽減率に変更となっております。**下の表でご確認ください。

○令和元年度 介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階 基準額×0.375	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	30,600円 (昨年度36,750円)
第2段階 基準額×0.625	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	51,000円 (昨年度61,200円)
第3段階 基準額×0.725	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	59,160円 (昨年度61,200円)
第4段階 基準額×0.9	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	73,440円
第5段階 (基準額)	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	81,600円
第6段階 基準額×1.2	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	97,920円
第7段階 基準額×1.3	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	106,080円
第8段階 基準額×1.5	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	122,400円
第9段階 基準額×1.7	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	138,720円

介護施設利用者の食費・部屋代の負担軽減申請について

○介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

対象となる方は①②ともに当てはまる方です

- ①住民税非課税世帯の方
(ただし世帯が違っていても配偶者が課税されている場合は対象外です)
- ②預貯金等の金額が次の基準額を超えない方
配偶者がいる方：合計2,000万円 配偶者がいない方：1,000万円

平成30年度に対象だった方には6月中旬に更新のお知らせをしています。

対象外だった方でも、その後①②に該当し改めて申請すれば負担軽減の対象となりますので、ご確認ください。お手続き・お問合せは役場福祉保健課までお願いします。

■問合せ先 福祉保健課保険年金係 介護保険担当 ☎76-4608



福祉保健課からのお知らせ

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

令和元年8月1日から後期高齢者医療制度の被保険者証が「薄赤色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、**8月1日以降**は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口で提示してください。

今までの被保険者証（若草色）	新しい被保険者証（薄赤色）
〈有効期限〉 平成31年7月31日まで 令和元年7月31日まで（※） ※令和元年5月以降に証が交付されている方	〈有効期限〉 令和元年8月1日～（1年間）

○現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ
現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和元年度も住民税非課税世帯の方については、**8月1日**からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。過去に交付を受けていない方については送付されませんので、世帯員全員が住民税非課税で認定証が必要な方は「役場福祉保健課」で申請をしてください。

○現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方へ
現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和元年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、**8月1日**からの「限度額適用額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。
過去に交付を受けていない方については送付されませんので、認定証が必要な方は「役場福祉保健課」で申請をしてください。

※例年、被保険者証のみを切り取り、減額証等は切り取られずに捨てられてしまう事案が後を絶ちません。現在交付を受けている方は、被保険者証と一緒に減額証や限度額証も送付されます。被保険者証の裏に同封されておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

福祉医療（マル福）費受給者証交付（更新）について

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が「令和元年（平成31年）7月31日」の方は、8月以降使用できなくなります。更新の対象となる方には、7月末までに新しい受給者証を郵送します。また、所得制限により非該当となる方には、非該当通知を郵送します。

町で平成30年中の所得が把握できない方（1月1日以降の転入者等）は、前住所地の所得課税証明書が必要となります。該当する方には別途通知を郵送いたします。

福祉医療制度とは

福祉医療制度は、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費助成制度です。受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担分が無料となります。

受給するには

受給要件に当てはまる方は役場福祉保健課へ申請してください。
※受給要件はお問合せください。
●必要なもの…健康保険証、印鑑、（お持ちの方は）身体障害者・療育手帳

住所等が変わったら

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。
●必要なもの…印鑑、健康保険証（健康保険変更の場合）

病院で医療費を請求されたら

●予防接種や診断書作成など、保険適用外の料金についてマル福はご使用できません。
●県外の医療機関は、いったん病院へ医療費をお支払いになり、後日役場福祉保健課で払い戻しの手続きをしてください。
●必要なもの…健康保険証、印鑑、領収書、振込口座通帳

■問合せ先 福祉保健課 福祉係 ☎76-4608